

令和3年度 札幌市資金不足比率審査意見

1 審査の期間

令和4年7月4日から同年8月23日まで

2 審査の対象

本市の公営企業会計（病院事業会計、中央卸売市場事業会計、軌道整備事業会計、高速電車事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計）に係る令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

市長から提出された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、札幌市監査委員監査基準に準拠し、これらの書類が法令に適合し、かつ正確であるかを着眼点として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、資金不足比率については、次表のとおりである。

(単位 %)

会計 \ 年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準	備考
病院事業会計	—	—	—	20.0	
中央卸売市場事業会計	—	—	—	20.0	
軌道整備事業会計	—	—	—	20.0	
高速電車事業会計	—	—	—	20.0	
水道事業会計	—	—	—	20.0	
下水道事業会計	—	—	—	20.0	

(注1) 令和2年度から軌道事業会計は軌道整備事業会計に変更されている。軌道整備事業会計欄のうち、令和元年度については、軌道事業会計の資金不足比率に基づき記載した。

(注2) 資金不足が発生していない場合は「—」で表記した。

(参考資料)

資金不足比率について

1 公営企業ごとの財政指標

公営企業については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）で本体である地方公共団体とは別に経営状況を判断する指標を資金不足比率とし、公営企業ごとに算定することとしている。

公営企業については、指標の算定、監査委員の審査、議会への報告、指標の公表が行われ、指標がある一定以上の水準を超える場合には、経営健全化に向けた措置をとるとされているなど、本体の地方公共団体と同様の枠組みがとられている。

2 経営健全化基準

経営健全化基準は、地方公共団体の早期健全化基準に相当するものである。この基準を超えた場合は、経営状況の早期健全化に向け、自主的な改善努力による経営状況の改善が必要となる段階であることを意味する。

経営健全化基準は、資金不足比率が 20%と定められている。これを超えた場合には本体の地方公共団体が早期健全化基準を超えた場合と同様、資金不足比率を公表した年度の末日までに経営健全化計画を策定することが必要となる。

3 資金不足比率の算定方法

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。また、資金の不足額及び事業の規模の算定方法については法及び関係政省令により定められている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

なお、令和 3 年度の札幌市の各公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が発生していないことから算定されない。